日本小児禁煙研究会雑誌　8巻2号　72～73(2018年)

子供の周囲の喫煙は虐待　虐待の新たな定義に

齋藤　麗子

十文字学園女子大学　健康管理センター長

平成 30 年7月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議[1]によると，児童相談所への児童虐待相談対応件数は2016 年度には 12 万件を超えており，5年前と比べて倍増している．また，児童虐待により年間約 80 人もの子どもの命が失われている．今般，児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議において，国・自治体・関係機関が一体となって子どもの命を守り，子どもが亡くなる痛ましい事件が二度と繰り返されないよう，児童虐待防止対策の強化に向け，厚生労働省をはじめ，関係府省庁が一丸となって対策に取り組むこととした．子どもを守るため，子どもの安全確保を最優先とし，必要な場合には躊躇なく介入することや，子育て支援・家族支援の観点から，早い段階から家庭に寄り添い，支援することなどの取組を，地域の関係機関が，役割分担をしながら，確実かつ迅速に行う．これにより，暮らす場所や年齢にかかわらず，全ての子どもが，地域でのつながりを持ち，虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応，虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで，切れ目ない支援を受けられる体制の構築を目指すとしている．このように最近は子どもへの虐待が重大な社会問題になっている．半世紀前では子どもへの暴力は「しつけ」「折檻」として教育の一環としてとらえられていたのであるが，死亡事例が多発するようになりとらえ方が変化してきた．

また，子どもの権利条約を締結しているわが国においては第 19 条の「締約国は，児童が父母，法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において，あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力，傷害若しくは虐待，放置若しくは怠慢な取扱い，不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む．）からその児童を保護するためすべての適当な立法上，行政上，社会上及び教育上の措置をとる．」と記載されていることを遵守せねばならない．

現在の虐待の定義は1, 身体的虐待　2, 育児放棄（ネグレクト）3, 心理的虐待　4, 性的虐待の4分類となっている．さらに「身体的虐待」とは身体に外傷（ケガ）を及ぼすこととなっている．受動喫煙の害は外傷に結び付くものでもないが，子どもの健康や命や発育を脅かすという意味では，筆者は子どもの周囲での喫煙も虐待の5番目の定義に加えたいと過去 20 年以上にわたって訴え続けていた．

東京都は全国に先駆けて，子どもを受動喫煙から守る条例を本年4月から施行した[2]家庭内や自家用車内の受動喫煙についても規制することはアメリカ，カナダ，オーストラリアの各州では条例で規制され，当然のこととされているが，我が国ではこの条例は画期的なことである．受動喫煙の子どもへの健康影響としては中耳炎，肺炎，気管支炎，気管支喘息，成長障害，などがタバコ白書[3]でも明らかにされ，乳幼児突然死症候群では年間 70 人が死亡していると報告されている．室内や狭い自動車内での受動喫煙は PM2.5 が急上昇し悪影響がさらに大きく[4]，また子どもが逃げることができない状況でもある．

筆者は子どもの周囲の喫煙への問題について様々な職種の人々に意識調査を行った．東京都の条例が採択された後の2017 年 10 月から 12 月に講演で接した様々な職種の方たちに無記名の質問を実施し約 616 人の回答を得た．子どもを受動喫煙から守る条例による規制について「必要」と思う人が過半数を占め次に「害の周知が先」が続いた．「換気扇の下やベランダなら認める」「不要」と回答したのはごくわずかであった．職種別に検討すると法的規制の必要性「有」は，医師・歯科医師が一番多く，次に教員，母子保健関係，会社員，看護師，学生の順であった．家庭内や自家用車内の喫煙は虐待かの問いでは「虐待である」と答えたのは医師・歯科医師で7割であったが，一般人や学生では4割にとどまっていた[5]．

たとえ罰則がなくとも，啓発条例として，この虐待という認識を広く社会に広めることが，子どもに関わる者の役割と思える．そこで小児医療保健協議会「子どもをタバコの害から守る合同委員会」の委員長として東京都の条例を周知させるポスターを2種類作成し，小児科関連の学会やセミナーで配布している．小児保健協会のホームページからもダウンロードできる[6]．

最近は煙の出ない加熱式タバコは害がないと誤った考えで子どもの周囲で使用する保護者がいると聞く．しかし，煙の代わりの蒸気にも有害物質が認められる[7]．この加熱式タバコの葉の部分は圧縮されて小さくなっているので，子どもの喉の直径 3.9mm に通りやすい大きさになっており，誤飲事故が多発している[8]．（国民生活センター調べ）

児童相談所の現場では職員あたりの対象児童が増大しており，虐待ととらえる事例が増えればさらに対応困難になるであろう．東京都の条例も罰則はまだついていないので，理念としての条例ではある．しかし，子どもへの受動喫煙に対する人々のとらえ方が変われば，そのような状況での世間の見方が変化するであろう．健康教育や禁煙支援の場でも子どものために禁煙するように説得することに役立つ．

また，飲食店などでも子ども連れが利用する店の場合は，東京都内のみならず全国的に虐待防止のために禁煙とならざるを得ないであろう．非喫煙者が成人の8割となっている現在は[9]，禁煙店の方が利用者が多いことは明らかで，従来煙たい店を避けていた非喫煙者の多くも利用するであろう．禁煙店は空気だけではなく，食の安全・安心も配慮している良い店というイメージが定着し，子ども連れが安心して利用できることが望まれる．

さらに子どもの周囲の喫煙は保護者に対してのみならず，社会の人々が虐待ととらえるようになり，子どもを守る成熟した社会になることが期待される．

【文献】

1. 厚生労働省　報道発表資料 > 2018 年 7 月 > 児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策の決定について
2. 東京都：子どもを受動喫煙から守る条例 . 2017　http://www.gikai.metro.tokyo.jp/bill/2017/3-2.html
3. 厚生労働省編集　喫煙と健康　喫煙と健康問題に関する検討会報告書
4. 大和浩　受動喫煙の防止を進めるための効果的な行政施策の在り方に関する研究 .
   厚生労働科学研究補助金　循環器疾患・糖尿病当生活習慣病対策総合研究事業
5. 齋藤麗子　子どもの虐待　新たな定義　日本小児科医会会報　2018.10
6. 子どもをタバコの害から守る合同委員会作成ポスターについて . 2018　http://www.jschild.or.jp/conf/20180404.html
7. 欅田尚樹．電子タバコ蒸気に含まれる有害化学成分.
   厚生労働省委員会報告書
   http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10601000-DaijinkanboukouseikagakukaKouseikagakuka/0000066481.pdf
8. 国民生活センター　加熱式タバコの誤飲に注意　nlab.itmedia.co.jp/nl/articles/1801/25/news068.html
9. 平成 28 年度国民健康栄養調査　喫煙率　https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/eiyou/dl/h28-houkoku.pdf